

《介護保険が適用となる購入品目》

- (1) 腰掛便座（ポータブルトイレ・補高便座など）
- (2) 自動排泄処理装置の交換部品（レシーバー・チューブ・タンク）
- (3) 入浴補助用具（シャワーベンチ・浴槽台・入浴グリップ・入浴介助ベルトなど）
注：滑り止めマットは対象外です！！
- (4) 簡易浴槽
- (5) 移動用式リフトのつり具

《 介護保険を利用した特定福祉用具購入の流れ 》

※ 自己負担割合が1割・2割・3割で還付金額が異なります ※

① 相談



（介護保険を利用する場合は初めに地域包括・ケアマネジャーにご相談下さい。）

② 商品選定後に納品



（納品の際に使用方法を説明させて頂き、設置を致します。）

③ 集金



（お支払方法は納品時に代金の全額を事業者にお支払い頂き、申請後に購入金額の9割・8割が戻る償還払いとなります。）

④ 申請書作成



（申請書を事業者が、お持ち致しますのでご署名、ご捺印を頂きます。その際に介護保険証、9割・8割を受け取る口座番号、三文判（シャチハタ不可）が必要となります。）

⑤ 保険者（役所）へ申請



（申請は事業者が代行致しますのでご安心下さい。役所への申請の際に、領収書、申請書等の提出が必要となりますのでお預かりになります。）

⑥ 原則的には、2ヶ月以内に指定の口座へ9割分（8割分・7割分）の

料金が振り込まれます

（振り込まれる際に保険者（役所）よりハガキにて通知が送られてきます。）

申請中の方は認定が下りてからの申請となりますので、9割分（8割・7割）のお振り込みにお時間が掛ってしまいますのでご了承下さい。

ポータブルトイレ (家具調)



簡易便座
(和式→洋式)



自動排泄処理装置の交換部品



浴槽台



入浴グリップ

入浴介助ベルト



シャワーベンチ



移動用リフトのつり具



簡易浴槽